

令和元年

11月号

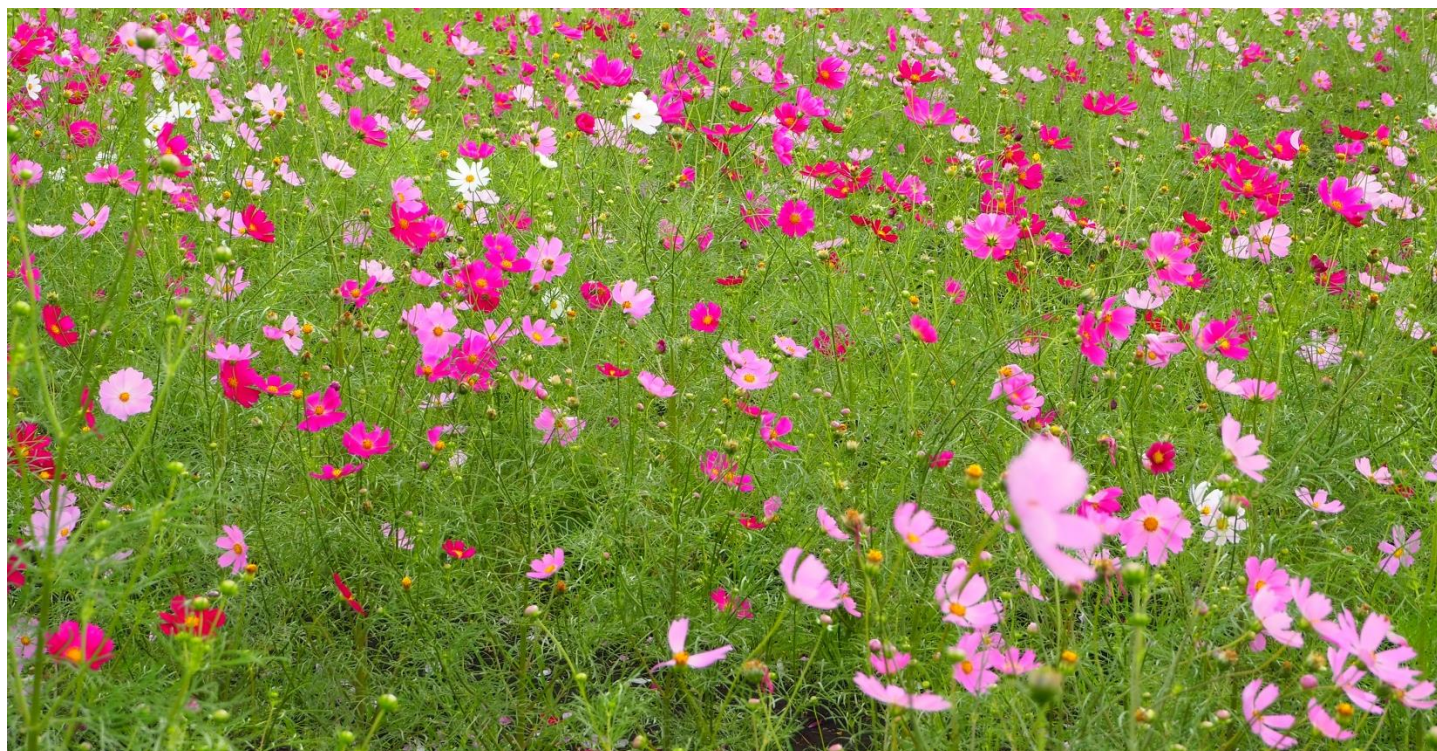
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-7-405

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-326-5677 ・ FAX 047-322-5244



強風に舞う川辺のコスモス

令和元年 11 月の税務と提出期限

- ① 11月11日・・・令和元年10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- ② 12月2日・・・令和元年9月30日決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 11月中の条例で定める日・・・個人事業税の納付（第2期分）

今月の気になった記事

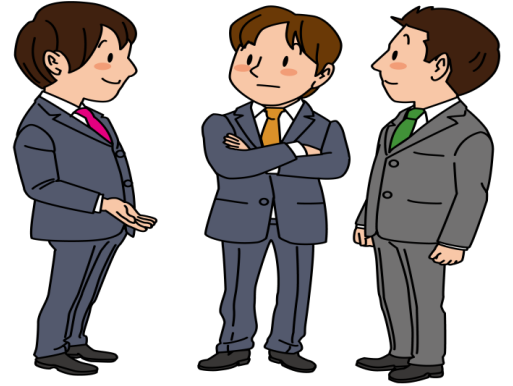
- ①**企業年金 70 歳まで加入延長へ**・・・厚生労働省は、企業で働く人が加入できる企業型確定拠出年金について、現在 60 歳となっている掛け金の拠出期間を 70 歳迄に伸ばす方針だ。掛け金を長く積み立てれば運用資産が増え、退職後にもらう年金が増えやすくなる。公的年金に上積みとなる企業年金が増加し老後の備えを後押しする。
- ②**基準地価があぶり出す災害リスク**・・・公表された基準地価で大きく地価下落したのは、岡山県倉敷市の真備町の川辺地区。西日本の豪雨で河川が反乱し 5 メートルの浸水に見舞われた。住居を選ぶ際の災害リスクとして不動産業者が説明しなければならない事項に浸水想定区域は入っていない。
- ③**企業の税務手続き 完全電子化 紙の保存不要に**・・・財務省は、電子帳簿保存法の改正を 2020 年度税制大綱に盛り込む。見直しにより、請求書をデータのみで保存する完全なペーパーレス化に移行するか。

給与と外注費の区分のおさらい

働き方改革により、色々な形で働く人が増えています。今までの「雇用契約」ではなく、会社は、フリーランスの人に仕事を発注して外注費を支払うことも増えています。従業員に給与を払うのと、外注や業務委託で外部の人に仕事を依頼する際に、税務上の取り扱いが違うので再確認してください。

1. 消費税

- (1) 給与として支払った時・・・消費税は含まれない。
- (2) 外注費として支払った時・・・課税の対象として、消費税の仕入税額控除ができる。



2. 源泉所得税

- (1) 給与として支払った時・・・給与から所得税を差し引き、支給した月の翌月 10 日迄源泉所得税を税務署に納付。
- (2) 外注費として支払った時・・・源泉徴収義務はありません。

3. 社会保険料

- (1) 給与として支払った時・・・社会保険の適用事業所である会社に勤務している人は、社会保険に加入し、会社と個人で折半して社会保険料を負担します。
- (2) 外注費として支払った時・・・外注費を支払う相手は、個人事業主なので、会社の負担はありません。

4. 給与なのか、外注費なのか、判断基準

個人事業主から見て給与所得なのか事業所得なのかの最高裁の裁判例

- (1) 会社と個人事業主との関係（**従属性**）で以下に該当すれば「給与」、該当しなければ「外注費」
 - ①、仕事をするのに、会社側から「指揮監督」を受け個人の考えで働くことができない。
 - ②、仕事の場所、場所の指定に拘束されている。（例：必ず会社に出勤しなければならない）
 - ③、仕事を他人に代行させることができない。
 - ④、副業ができずに、事実上の専属契約になっている。
 - ⑤、成果にかかわらずに労働時間の長さ（残業など）により対価が増える。
- (2) 会社と個人事業主との関係（**独立性**）で以下に該当すれば「外注費」、該当しなければ「給与」
 - ①、仕事の材料や作業道具、仕事場への移動手段を個人事業主が独自で行う
 - ②、仕事のミスをした場合の損失は、個人事業主自身で負担する
 - ③、労働の対価が出来高制（仕事時間ではない）である。
 - ④、判断対象の仕事と同じ内容の仕事、自身の店舗や事業所で別途行っているか

5. 総合的な判断

労働提供の対価が「給与」なのか「外注費」なのかは、上記の要素を個々の事案に当てはめてその状況に応じて総合的に判断することになります。

なお、たとえ「外注契約書」を結んでしたとしても、実質的に「仕事の内容が雇用にあたる」となれば、労務の対価は「給与」と判断されます。そうすると、源泉所得税の計算不足とされ、消費税の申告書も誤ったものになります。今後、働き方改革により、従来の枠組みから外れた労働形態が出てくると考えられます。テレワークや副業の労働形態に「従属性」基準は軽く「独立性」基準が重視されることになるのでしょうか。

デジタル通貨「リブラ」ってどんなお金？

米フェイスブック社が、デジタル通貨「リブラ」を発行する計画があるが、各国では警戒感が強い。各国の政府や中央銀行は、リブラが広く浸透することで自国の金融政策が影響をうけるのではないかと警戒している。それぞれの違いについて見てみよう。

	リブラ	ドルや円などの通貨	電子マネー
利用範囲	インターネット上で 国境は関係なし	原則、発行国の国内	発行企業の店舗や 拠点のみ
価値の保存場所	スマートフォンや パソコン	現金もしくは口座	会員カード
発行者	リブラ協会	国家、中央銀行	鉄道会社や 小売業者
価値の裏付け	複数の通貨や国債	国の信用力	企業の信用力

(注) リブラ協会はフェイスブック社が、国際カード会社や IT 会社などと設立した非営利団体。現在、フェイスブックの利用者は、世界中で約 27 億人いる。世界人口の約 4 割に相当する。そして、世界中に出回っている現金の総額は約 30 兆ドル (約 3300 兆円)。フェイスブック利用者が一斉に現金をやめて、「リブラ」を使うと仮定すると、単純計算して約 12 兆ドルの現金が使われなくなる可能性もあり影響が大きい。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 決戦は年金支給日・年金支給日のほうが給料日より消費が盛り上がる！

偶数月の 15 日である年金支給日が、個人消費の現場で注目されている。個人消費は、20 年間で約 21 兆円も増え 2017 年には 55 兆円規模に膨らんだ。スーパーマーケットでは、客数・販売額で給料日を超える。こうした変化を商機として小売業は様々な施策を打ってくる。一方大企業の会社員が入る健保組合では、22 年度の医療・介護・年金を合わせた社会保険料が、給料の 30% を超えると試算され、勤労世帯の消費に回す余裕は厳しくなっている。

2. 量子コンピュータ グーグル実証か

最先端のスパコンでおよそ 1 万年かかる計算問題を、グーグルの量子コンピュータが 3 分 20 秒で解いたという。量子コンピュータは「量子力学」という物理法則に従って動く。従来のコンピュータは、「0」か「1」で情報を表すが、量子力学の世界では、「0 でありかつ 1 でもある」という特殊な状態が起こりえる。量子コンピュータは、計算能力が足りないために解決しない問題を解くが、通信の際のパスワードも解く。

3. 都心と田舎の 2 つの生活を楽しむ「デュアラー」に関心

リクルート住まいカンパニーが、都心と田舎の 2 拠点生活 (デュアルライフ) を楽しむ人々に対して名付けた。関心があるのは全人口換算すると約 1100 万人に上がる。国も地域活性化の観点から後押ししている。